

育児時短勤務手当金請求に係る添付書類一覧

※該当する必要書類を添付してください。

1 請求時に添付する書類

チェック欄	確認する要件	必要書類
☐	育児時短勤務をしていること	・ 任命権者が発行する育児短時間勤務承認通知書又は部分休業承認通知書の写し
☐	支給対象月中に支払われた報酬が減額されていること（報酬額）	・ 請求対象となる月の支給明細書（給与、時間外勤務手当等）※期末勤勉手当除く
☐	支給対象月分の通勤手当の額	・ 複数月定期券の場合等で、請求対象となる月に通勤手当が支給されていない場合は、直近で支給された月の支給明細書
☐	支給対象月の直近に支給された寒冷地手当の額	・ 請求対象となる月の直近で支給された寒冷地手当の支給明細書（給与明細）
☐	振込口座の確認	・ 指定する組合員名義口座を確認できる通帳等の写し（初回及び初回から変更のある場合）

2 最終請求時に添付する書類

チェック欄	確認する要件	必要書類
☐	育児時短勤務の申出に係る子が2歳に達する前に育児時短勤務を終了したこと	・ 子が2歳に達する前に育児時短勤務を終了したことがわかる書類の写し
☐	育児時短勤務の申出をした組合員について、産前産後休業、介護休業又は育児休業をする期間が始まったこと	・ 産前産後休業、介護休業又は育児休業をする期間が始まったことがわかる書類の写し
☐	育児時短勤務の申出をした組合員について新たな育児時短勤務をする期間が始まったこと	・ 新たな育児時短勤務をする期間が始まったことがわかる書類の写し
☐	育児時短勤務の申出に係る子と離縁又は養子縁組の取消（養子の場合）をしたこと	・ 離縁届受理証明書等、子と離縁又は養子縁組の取消をしたことがわかる書類の写し
☐	育児時短勤務の申出に係る子が亡くなったこと	・ 戸籍謄本、死亡診断書等、子が亡くなったことがわかる書類の写し
☐	育児時短勤務の申出に係る子が他の者の養子となったこと	・ 戸籍謄本等、子が他の者の養子となったことがわかる書類の写し
☐	育児時短勤務の申出に係る子と同居しないこととなったこと	・ 住民票等、子と同居しないこととなったことがわかる書類の写し
☐	育児時短勤務の申出をした組合員について、民法（明治29年法律第89号）第817条の2第1項に規定する特別養子縁組の成立について請求した家事審判事件が、特別養子縁組の成立の審判が確定することなく終了したこと	・ 審判が確定することなく終了したことがわかる書類の写し
☐	育児時短勤務の申出をした組合員について、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第27条第1項第3号の規定によりなされた同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親である組合員への委託の措置が解除されたこと	・ 里親等委任措置解除通知書等、養子縁組里親である組合員への委託の措置が解除されたことがわかる書類の写し
☐	育児時短勤務の申出をした組合員について、疾病、負傷又は身体条若しくは精神上の障害により、育児時短勤務の申出に係る子を養育することが出来ない状態になったこと	・ 医師の診断書等、子を養育することが出来ない状態になったことがわかる書類の写し